

## 相続税申告の報酬額

《R5年10月改訂》

内 訳	算 定 基 準
① 基本報酬額	180,000 円
② 遺産総額に基づく報酬額 ※1	遺産総額×0.6%
③ 共同相続人の人数による加算額 ※2	60,000 円×（相続人等の数－1人）
④ 遺産分割協議書の作成 ※3	60,000 円
⑤ 報 酬 額	① + ② + ③ + ④

※1 遺産総額は債務控除前、各種優遇規定適用前の金額となります。

※2 相続人でない課税対象者を含みます。

※3 相続人が1人の場合または遺言がある場合は遺産分割協議書の作成は必要ありません。

※4 同族会社の株式等、納税猶予、物納、延納など一定の財産及び債務、手続きについては、別途お見積り致します。

※5 特例の適用、先代の相続が未分割の場合、財産の種類や業務の内容が複雑な場合、申告期限が迫っている場合などの加算額

（加算対象となる場合のみ）

（① + ②）×（10%～80%）

※6 必要書類の代理取得を依頼される場合は、別途実費及び手数料がかかります。

※7 上記金額に別途消費税はかかりません。